

長崎市公告契第 1-359 号

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 6 年 6 月 24 日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 一般廃棄物収集運搬業務委託 8 区 (野母崎地区)
- (2) 履行場所 指定場所
- (3) 業種 「一般廃棄物収集運搬」
- (4) 概要 長崎市一般廃棄物処理実施計画に基づき、家庭及び事業所からごみステーション等に排出される一般廃棄物の収集運搬及び長崎市が指示する処理施設への搬入を行う業務
- (5) 履行期間 契約日～令和 12 年 3 月 31 日
ただし、業務開始日は令和 7 年 4 月 1 日とする。
(地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為による契約)
- (6) 契約保証金 要 (契約金額を 1 年当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則 (昭和 39 年長崎市規則第 26 号) 第 34 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除)
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 有 (予定価格の 85.00%)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)に定める「欧州連合等の供給者」については、(2)、(3)及び(4)の要件は適用しない。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1(3)の業種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (7) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 次のア又はイのいずれかを満たす法人格を有する者であること。(アの同種業務実績調書及び確認書類並びにイの一般廃棄物収集運搬業許可証の写しについては、ファックスによる提出も可。(契約検査課ファックス番号 095(829)1129))
 - ア 元請として長崎市一般廃棄物処理実施計画に基づき、家庭及び事業所からごみステーション等に排出される一般廃棄物の収集運搬及び長崎市が指示する処理施設への搬入を行う業務の契約を締結したもののうち、公告日から起算して過去 5 箇年以内に履行期限を迎えたものをすべて誠実に履行した者であること。なお、入札参加申請の際に、本市所定の同種業務実績調書を添付することとし、確認書類として契約書及び仕様書等の写しについても添付すること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく、長崎市長の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者であり、かつ、当該許可について過去に 1 回以上更新を受けたものであること。また、公告日から起算して過去 1 箇年以内に、塵芥車を使用し、長崎市一般廃棄物処理施設(西工場、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場)への搬入実績を有し、一般廃棄物収集運搬実績報告書を搬入実績に応じて提出している者であること。なお、入札参加申請の際に、確認書類として当該許可を現に有することを確認できる一般廃棄物収集運搬業許可証の写しについても添付すること。
- (9) 仕様書 8(10)及び 9(3)に記載する表に掲げるいずれかの地域内に事務所(本店)又は事業場(車両基地)がある者であること。なお、事業場(車両基地)のみが当該地域内にある者については、入札参加申請の際に、自動車保管場所証明書又は事業場(車両基地)が当該地域内にあることが確認できる書類(位置図及び寸法図並びに土地の登記簿謄本若しくは土地の借用の契約書の写し等)を添付すること。確認書類についてはファックスによる提出も可。(契約検査課ファックス番号 095(829)1129)
- (10) 仕様書 9(1)に記載する作業経験を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある作業責任者を配置できる者であること。なお、作業責任者の人数については、仕様書別紙 4 3(2)④に示す基本塵芥車 1 台につき 1 人の配置が必要なため、入札参加申請の際に確認書類として【様式 1】及び直接的かつ恒常的

な雇用関係にあることが確認できる書類の写しを添付すること。確認書類についてはファックスによる提出も可。(契約検査課ファックス番号 095(829)1129)

- (11) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (12) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則については、長崎市役所 10 階財務部契約検査課(長崎市魚の町 4 番 1 号)において、契約書については、長崎市役所 13 階環境部廃棄物対策課(長崎市魚の町 4 番 1 号)において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 10 日 (水) 11 時 50 分
長崎市役所 10 階入札室

5 入札保証金

免除する。

6 入札参加申請等

- (1) 入札参加申請方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 入札参加申請期間 令和6年6月24日(月)16時00分から
令和6年7月1日(月)10時00分まで

(3) その他

- ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

入札参加資格の審査結果については、令和6年7月3日(水)までに通知する。

入札参加資格がある者については承認の通知を行い、入札参加資格がない者については理由を添えて否認の通知を行うものとする。ただし、紙入札への移行承認を受け、紙による入札参加申請を行った者については、入札参加資格を有しないと認めた場合のみ、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて通知を行うものとする。

8 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、入札情報サービス(PPI)からダウンロードして取得すること。
- (2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和 6 年 7 月 1 日 (月) 10 時 00 分までに持参するものとする。

イ 提出先	長崎市魚の町 4 番 1 号（長崎市役所 13 階） 環境部廃棄物対策課
ウ 回答期限	令和 6 年 7 月 3 日（水）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
エ 閲覧期間	回答した日から入札書提出期限まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年条例第 35 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
オ 閲覧場所	長崎市魚の町 4 番 1 号（長崎市役所 13 階） 環境部廃棄物対策課

9 入札の方法

- (1) 提出方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 提出期限 令和6年7月9日(火)14時00分までとする。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (3) 入札執行回数は 2 回を限度とする。（再度入札についても、電子入札とする。）
- (4) 初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第 12 条に該当する入札
- (4) 最低制限価格未満の価格での入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 長崎市電子入札システム以外の方法による入札（紙入札への移行承認を受けた後に行った、紙による入札を除く。）
- (8) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札
- (9) 長崎市公告契第 1-251 号、第 1-358 号、第 1-360 号又は第 1-361 号のいずれかの制限付一般競争入札において落札した者のした入札。

なお、この落札した者には、当該制限付一般競争入札が不調になった場合において随意契約により決定した者を含む。

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書(本市に到達したものをいう。以下同じ。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムから発番された「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 「欧州連合等の供給者」の手続

欧州連合等の供給者にあつては、本公告中「3 契約条項を示す場所」、「6 入札参加申請等」、「7 入札参加資格の決定及び通知方法」、「8 仕様書等及び質疑応答」及び「9 入札の方法」に記載の手続は、以下に記載の手続により行うものとする。

(1) 入札参加申請等

ア 本入札の参加希望者は、入札情報サービス(PPD)の添付資料から「特定調達契約に係る一般競争入札の特例に係る入札参加資格審査兼入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）」及び必要書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和6年7月1日(月)10時00分までに下記アドレスに電子メールを送信しなければならない。

なお、電子メールは、上記に定める期限までに本市に到達していなければならない。

また、電子メールで添付する資料のデータ形式はすべてPDFとする。

イ 参加申請書の電子メール受信後、本市から対象業務に係る仕様書等、契約条項（長崎市契約規則及び長崎市標準契約書(業務委託)）、その他入札に必要な書類を電子メールにより送信することとする。

ウ 参加申請書については、電子メール送信後、原本についても、郵送により提出すること。

提出先 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階） 長崎市財務部契約検査課
電子メールアドレス keiyaku@city.nagasaki.lg.jp

エ その他

(ア) 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

(ウ) 提出書類は返却しないものとする。

(エ) 提出書類は公表しないものとする。

(2) 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて電子メールにより令和6年7月3日(水)までに通知する。

(3) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

ア 提出期限 令和6年7月1日(月)10時00分までに電子メールで行うものとする。

なお、電子メールは、上記に定める期限までに本市に到達していなければならない。

イ 送付先 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所13階) 環境部廃棄物対策課
電子メールアドレス haikibutu@city.nagasaki.lg.jp

ウ 回答期限 令和6年7月3日(水)までに行い、同日までに電子メールにより回答するものとする。

(4) 入札書の提出方法等

ア 提出方法 入札書の提出方法は、参加申請書の原本とは別に「入札書」と明記した封筒に封印した上、郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

イ 提出期限 令和6年7月9日(火)14時00分までに日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着

ウ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

エ 入札執行回数は2回を限度とする。(再度入札についても、郵便入札とする。)

オ 初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

18 その他

(1) 欧州連合等の供給者でない者で、紙入札への移行承認を受けた場合は、承認後に行う入札参加申請、入札書等の提出は、紙で行わなければならないものとする。

(2) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

19 問い合わせ先

公告の内容 財務部契約検査課
電話番号 095(829)1277 (直通)

業務の内容 環境部廃棄物対策課
電話番号 095(829)1159 (直通)